

# 領収書

2023年01月16日

市民自治フォーラム 御中 青木佑介 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。  
下記の金額正に領収いたしました。  
何卒よろしく願い申し上げます。

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890



お支払条件 銀行振込(前払い)

納品場所 ご指定場所

御請求金額 245,070円 (税込)

納品期日 1営業日

| ご注文番号       | 内 容  | 数量 | 単 価     | 金 額     |
|-------------|--|----|---------|---------|
| PAC32547620 | 品名 : 5519008Tポスティングチラシ<br>A4 / 両面4色 / コート90 / 35,600部 /<br>加工1 : トンボ仕上がり断裁 (ご注文サイズでお納め)<br>加工2 : | 1  | 243,870 | 243,870 |
|             | 発送諸費用  |    |         | 1,200   |
| 合 計         |  |    |         | 245,070 |

## 特記事項

金融機関の振込証明書および振込完了画面のプリントアウトが、税務署で認められている正式な払い込みの証明書類となります。  
こちらの領収書が精算等にご使用いただけますかどうかは、お客様ご自身であらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。

# 市民自治フォーラムニュース

発行：東久留米市本町3-3-1 東久留米市役所3F 市民自治フォーラム控室 Tel042-470-7799

## 市民自治フォーラム市民懇談会

### ～市議会・市政に、あなたの声を～ を開催しました

2022年11月27日（日）に成美教育文化会館大研修室において、市民自治フォーラム市政懇談会を開催し、37名の方々に参加をいただきました。

会の前半で、第4回定例議会に提案される議案と、それぞれが一般質問で取り上げる項目について、間宮・青木より報告をしたのち、参加者のみなさんからご意見をいただきました。一般質問の内容に対しても具体的なご指摘をいただくなど、大変有意義な時間となりました。今後ともこのような会を継続していければと考えております。ご参加いただきました皆さま、ありがとうございました。

#### 「青木佑介の一般質問」

##### ☆ 市行政について

- (1) 東久留米駅西口昇降施設・富士見テラスについて
- (2) 空き家の利活用について
- (3) デジタルサイネージについて

##### ☆ 教育行政について

- (1) 中学校英語スピーキングテストについて

#### 「会場のみなさんからのご意見やご質問の抜粋」

- \* 公共施設マネジメントについて、財政的にどうやっていくのかばかりで、どのようなまちづくりを考えるのかなど東久留米市としてのビジョンに欠けている。
- \* 空き家対策について、大型団地の高層階は空き家が多い。例えば学生に安価で貸す代わりに住人としての役割を担ってもらう。そこに公が関わるようにしてはどうか。
- \* 図書館に指定管理者が導入されたが、図書は地元の書店から購入しているのか。
- \* フリーWi-Fiには安全性に課題があるものもある。公は安定した有線の回線を整備するべきではないか。併せてリテラシー教育も実施すべきである。

#### 「間宮みきの一般質問」

##### ☆ 市行政について

- (1) 「市民参加・情報提供の指針」、「会議の公開に関する指針」について
  - \*2022年第1回定例会での質疑以降の進捗状況
- (2) 公共施設、特に市庁舎1階のWi-Fi環境について

##### ☆ 教育行政について

- (1) 図書館行政について
  - \*決算特別委員会の質疑を受けて





青木佑介

(1 期目)  
厚生委員



間宮みき

(5 期目)  
総務・文教委員

## 東久留米駅西口

### 「富士見テラス」は市民参加で再建を

富士見テラスについては、市議会の議事録によると、過去においては道路構造物として扱っていたのではないかと思われます。しかし現時点では、市は該当部分を構造物と判断し、法適合が必要な状態となっています。一方、富士見テラスについては壁面耐力に課題があり、安全を最優先し、市は除却を決定しました。私たちも安全性を考慮し、除却に賛成しました。

しかしこの間、多くの市民の方から、富士見テラスの除却を惜しむ声が聴かれました。また市役所から駅前の横断歩道で富士山を撮影される方をよく見かけるようになりました。いかに富士見テラスやそこから臨む名峰富士の光景が、市民から大事にされていたのかがうかがえます。建設当時を知る市民の方によると、富士見テラスの建設は行政と市民が連携して作り上げてきたものだったそうです。私たちは今後富士見テラスは当然再建すべきであり、再建に当たっては、早期の段階から市民の意見を入れるべきと考えます。

### 「公立保育園の存続を求める請願」に賛成

市長は今議会、更なる保育園への民間活力の導入についてのスケジュールを示す時期を、来年3月の施政方針で示すと述べました。民間化の対象園となったしんかわ保育園について十分な検証をしないまま、次の民営化・民間化が行なわれるのではと危惧します。民間化しかないとして、廃園されるしんかわ保育園ゆかりの方々に説明できるように、まずは民間化の振り返りを行なうべきです。

私たちは公立保育園へのニーズがあるにも関わらず、市が「多様なニーズに応えるため」として民間活力の導入を進めることに疑問があります。公立保育園に子供を預けたいとする保護者のニーズにも目を向けるべきだと考えます。

財政的に余裕がない中で、すべての民間活力の導入を否定するわけではありません。しかし子供たちへの投資を掲げる市長です。保育園の民営化・民間化を進めていくことについて改めて再考を促すとともに、残る公設公営保育園に更なる役割を与え、地域の子育て支援の核とすることを求めます。

## 「東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例」に反対

国はデジタル社会の形成を図るためとして関連法を改正しました。その結果、これまで各自治体が独自に築き上げてきた「個人情報保護条例」は国基準に統一化されることとなりました。さらに国は、法を上回る、条例の「上乘せ横出し」規定を容認しないとしています。しかし自治体には憲法で規定する地方自治の本旨に基づき、条例の自主制定権があるはずで、今回の国の姿勢は、地方自治の根幹を揺るがすものであり、到底容認できません。

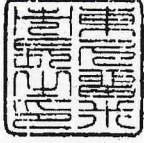
東久留米市でも残念なことに、従前の「個人情報保護条例」の改正ではなく、単なる手続き的な「施行条例」とする提案がありました。例えば世田谷区では条例を改正した上で、区の個人情報の適正な管理及び安全保護を図るために、個人情報管理体制を法の範囲で条例の中に明記するとのこと。総務文教委員会でのことを指摘したところ、「管理体制については条例での明記はないが、要綱や規則も含め、全体として個人情報の適正な運用ができるよう体制を整えたい」との答弁でした。

私たちは条例にきちんと明記して、市民のみなさんに個人情報の適正な管理及び安全保護を図るための体制を自治体としてわかりやすく示すべきであったと考え、議案に反対しました。

## 小中学校の給食費無償化について

今12月議会に市民のみなさんから「小中学校の給食費の無償化」に関して請願が出されました。私たちは、子どもの育ちを社会全体で応援していくことは重要であり、給食費の無償化も実施していきたいと考えています。しかしながら、もし市が単独事業で実施をした場合、小学校で年間3億円、中学校で1億円かかるとのこと。現状の東久留米市では、実施は困難です。市長に国や東京都に対し、財政的支援の要望をするよう求めましたが、前向きな答弁を得られず残念でした。今後も再考を求めていきたいと思います。

東京都東久留米市

| 納入通知書兼領収証書                                     |  |            |    | 公    |   |
|--|--|------------|----|------|---|
| 納入者  | 〒203-0053 東久留米市本町3-12-2 ユアコート東久留米602   |            |    |      |   |
|  | 東久留米市議会 市民自治フォーラム 間宮 美季 様  |            |    |      |   |
| 年度   | 令和 4 年度  |            |    |      |   |
| 会計   | 01 一般会計  |            |    |      | 現年度   |
| 款 20   | 項 05   | 目 04       | 事業 | 節 05 | 細節 01 細々節 31  |
| 科目名称   | コピー機使用料  |            |    |      |   |
| 金額   | 1,479 円  |            |    |      |   |
| 内容   | コピー機使用料  |            |    |      |   |
| 担当課  | 010100 議会事務局   |            |    |      |   |
| 納入期限   | 令和 5年 3月 31日   |            |    |      |   |
| 納入場所   | 東久留米市指定金融機関<br>東久留米市公金収納取扱店<br><small>(ゆうちょ銀行及び郵便局については関東各都県及び山梨県に所在する店舗で、納入期限内のものに限る)</small> |            |    |      |   |
| 上記のとおり納付して下さい。                                 |  |            |    |      |  |
| 令和 年 月 日<br>東久留米市長                             |  |            |    |      |   |
| 取りまとめ店<br>〒330-9794<br>(株)ゆうちょ銀行<br>東京貯金事務センター | 口座<br>番号<br>00140-1-960085   | 東久留米市会計管理者 |    |      |   |

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

